

取引停止業者一覧

「国立大学法人香川大学における建設工事及び物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領」に基づき、下記のとおり取引停止の措置を講じたので公表します。

| 対象法人名 | 所在地 | 取引停止期間 | 取引停止理由 |
|----------------|--------------------|-----------------------------|---|
| 三井住友海上火災保険株式会社 | 東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地 | 令和6年11月26日から 令和7年1月25日まで | 三井住友海上火災保険株式会社は、保険契約者・発注者が行った損害保険契約9件に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして令和6年10月31日、公正取引委員会より同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 これは、本学が定めている「国立大学法人香川大学における建設工事及び物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領」第3（取引停止の措置）及び別表第13号（独占禁止法違反行為）に該当するため、取引停止措置（2ヶ月）を講じたこととした。 |
| 東京海上日動火災保険株式会社 | 東京都千代田区大手町2丁目6番4号 | 令和6年11月26日から 令和7年1月25日まで | 東京海上日動火災保険株式会社は、保険契約者・発注者が行った損害保険契約9件に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして令和6年10月31日、公正取引委員会より同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 これは、本学が定めている「国立大学法人香川大学における建設工事及び物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領」第3（取引停止の措置）及び別表第13号（独占禁止法違反行為）に該当するため、取引停止措置（2ヶ月）を講じたこととした。 |